火災保険・地震保険

「保険を使って無料で修理します」と

勧誘を受けた時にトラブルに遭わないためのポイント!

すぐに契約しないで、まずはチェック



まずはご自身で損害保険会社・代理店へ連絡を!

- ➤ 保険金の請求は、ご自身で簡便に行うことができます。
- ▶ 壊れた原因・物が保険の補償対象になるかご自身で確認 しましょう。うその理由で保険金請求をすると詐欺に該 当する場合があり、トラブルに巻き込まれる可能性があ ります。

<消費生活相談事例>

▶ 保険金申請代行業者が訪問し、<u>台風や大雨で被害を受け</u> <u>たことにして保険金を請求できると勧誘</u>され契約したが、 問題はないか。



修理等の依頼時は契約内容をしっかり確認

▶ 修理をキャンセルした時の違約金や保険申請サポート費 用等の名目で、高額な請求を受ける可能性があります。

<消費生活相談事例>

▶ 火災保険で雨どいの修理ができると来訪した業者に保険 金請求を依頼した。その後、修理をしないと伝えたら 30%の違約金を請求された。



ご心配・ご不安なことが

あれば。。。

一人で悩まず、

消費者ホットライン188

にご相談ください。







FNLIA 外国損害保険協会

